

27 介第 320 号
平成 27 年（2015 年）9 月 28 日

介護保険指定事業所の管理者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

介護保険指定事業所における事故防止の徹底について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

介護保険指定事業所における事故については、長野県条例第 51 号（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営に関する条例）等により市町村等へご報告いただいておりますが、県内においては、当課が把握している限り、毎月約 60 件の事故が報告されております。

事業所の皆様におかれましては、こうした状況を踏まえ、事故やヒヤリハット事例等の分析、職員への研修等により、利用者の安全確保の徹底を図り、事故防止対策に万全を期されるようお願いいたします。

介護支援課サービス係

（課長）井上 雅彦

（係長）新井 宣男 （担当）佐々木 雄太

電 話 026-235-7121 F A X 026-235-7394

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp